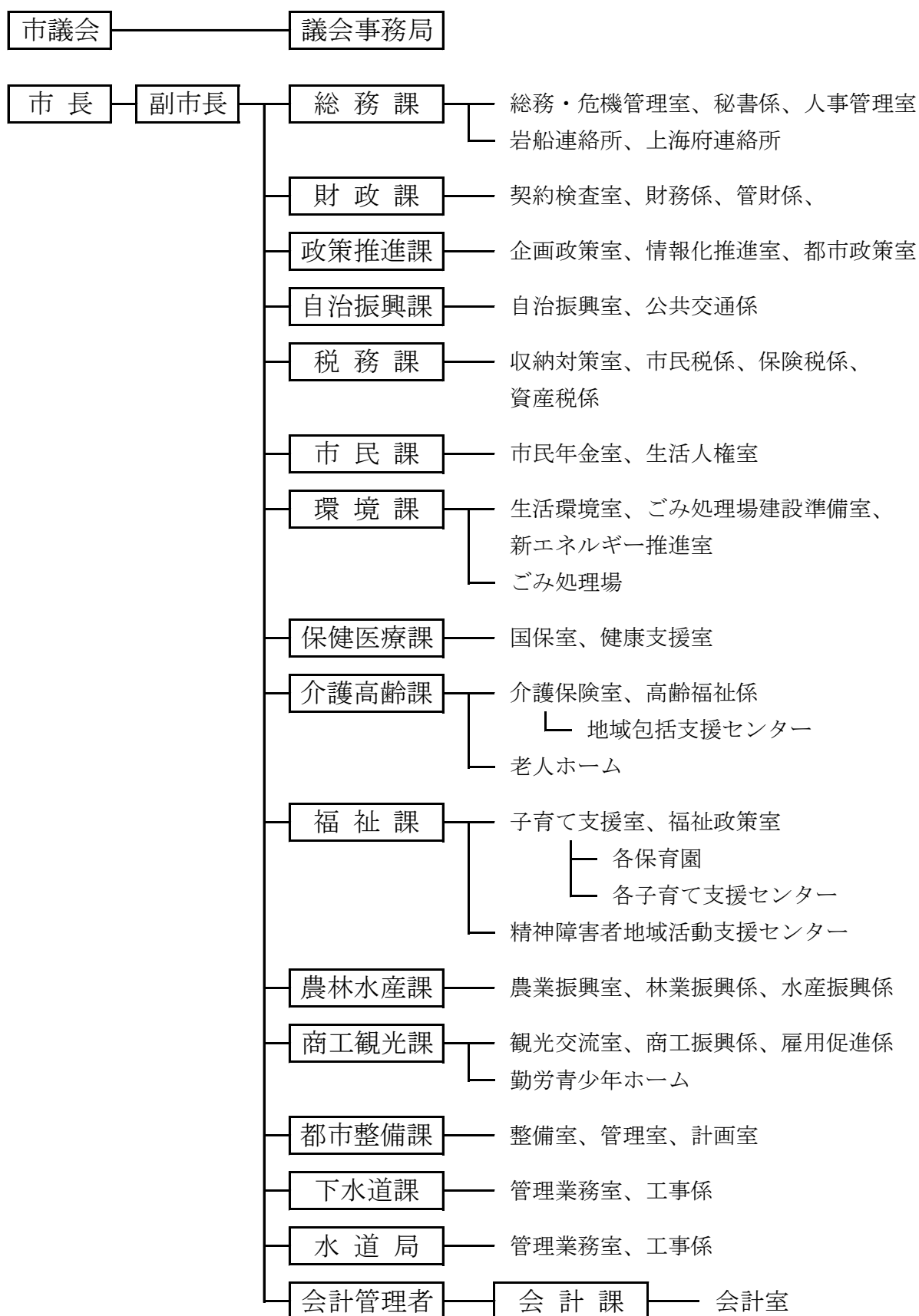
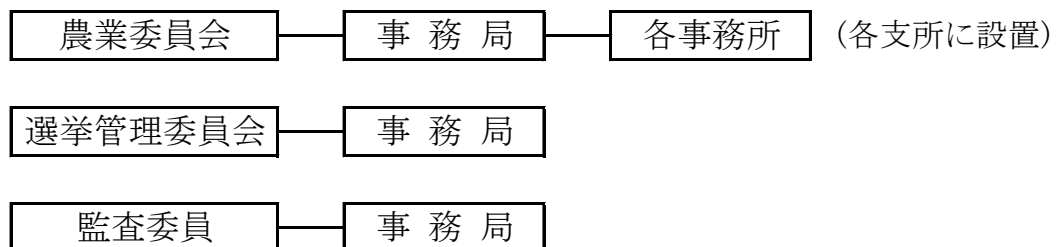
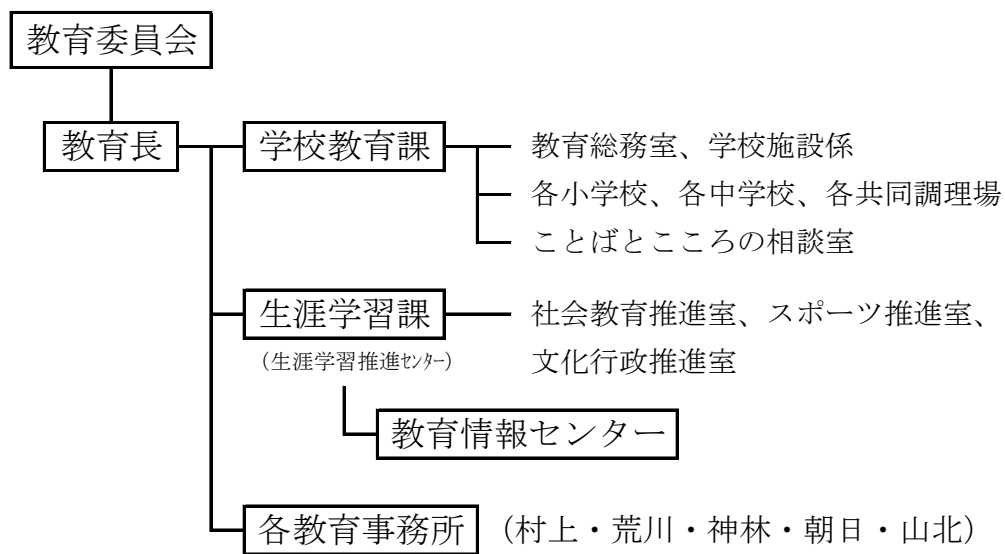
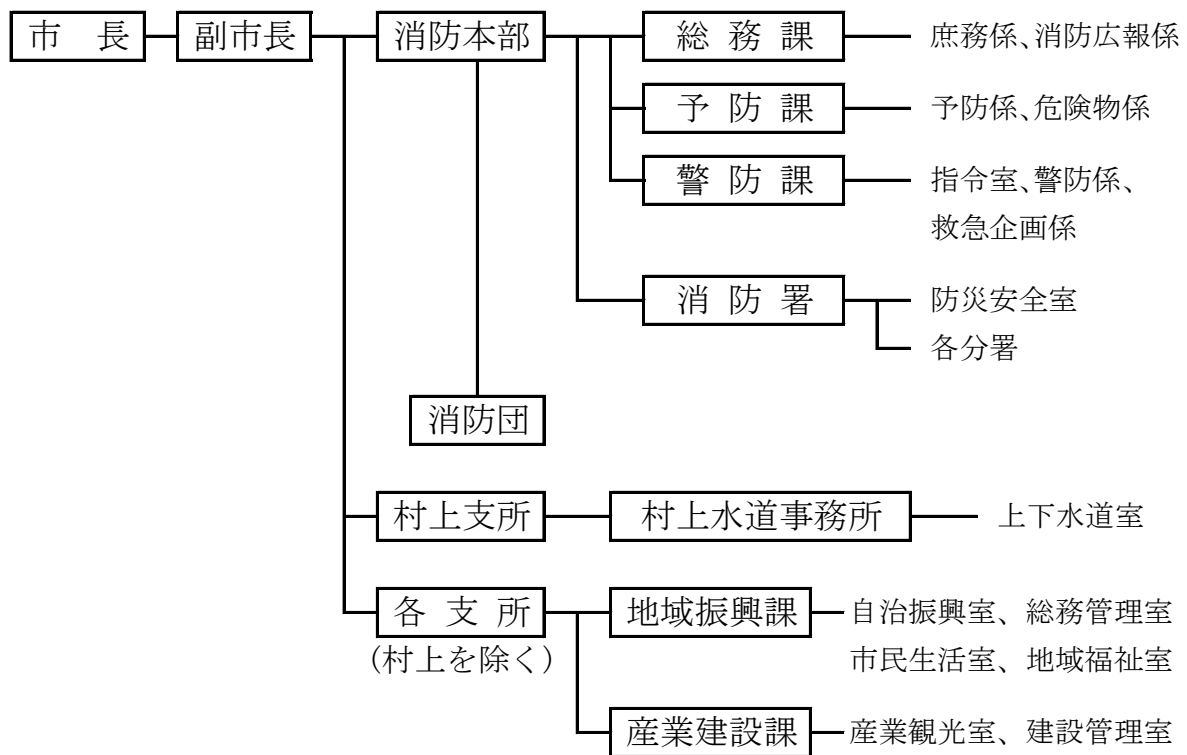


18. 市役所の機構

(1) 行政機構





(2) 相談窓口一覧

種 類	内 容 (相談員)	担 当
市民相談	市民生活に関する相談 (市職員)	本庁：市民課 各支所：市民生活室
心配ごと相談	いろいろな心配ごとの相談 (民生・児童委員ほか)	社会福祉協議会 内線 ☎126、128
人権相談	人権侵害等のすべての相談 (法務局職員)	新潟地方法務局村上 支局 ☎53-2390
健康相談	健康に関する相談 (保健師)	本庁：保健医療課 各支所：地域福祉室
育児相談会	育児に関する相談 (保健師)	本庁：保健医療課 各支所：地域福祉室
離乳食相談会	離乳食に関する相談 (栄養士)	本庁：保健医療課 各支所：地域福祉室
行政相談	行政に対する苦情、意見、要望 (行政相談員)	本庁：市民課 各支所：市民生活室
出張年金相談	年金に関する相談 (新発田年金事務所職員)	市民課市民年金室 内線 ☎282～285
弁護士による法律相談 (有料・無料)	法律相談 (県弁護士会弁護士)	市民課生活人権室 内線 ☎286
交通事故相談	交通事故に関する相談 (交通事故相談員)	県交通事故相談所(県 庁1階) ☎025-280-5750
18歳未満の児童に関する相談	家族・子育て、児童虐待に関する相談 (家庭相談員)	家庭児童相談室(福祉 課内) ☎53-3201
D V相談 (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者からの暴力、保護に関する相談 (家庭相談員)	家庭児童相談室(福祉 課内) ☎53-3201
納税相談	市税の納税に関する相談 (市税務課職員)	税務課収納対策室 内線 ☎213～215
消費生活相談	毎日の消費生活に関する問い合わせや相談 (消費生活相談員)	消費生活センター(市 民課内)内線 ☎287、290
高齢者の総合相談	介護や認知証に関する相談、 介護予防事業の紹介など (保健師・主任ケアマネ ジャー・社会福祉士)	本庁：村上市地域包括 支援センター 内線 ☎364～366 各支所：地域福祉室
障害者相談	障害者またはその保護者からの相談 (相談支援事業所)	地域生活支援センター はまなす ☎50-7104 (電話相談サービス ※ ☎090-4923-2075) 浦田の里在宅者支援 窓口 ☎53-3673

※ 障害者相談の(電話相談サービス)は、平日は夕方5：00～朝8：00まで、
休日は24時間対応です。

種 類	内 容 (相談員)	担 当
子ども・若者総合相談	子ども・若者・親の悩み相談 (指導員)	青少年健全育成センター(生涯学習推進センター内) ☎53-2446 (内線309)
いじめ・不登校相談	児童・生徒・親の悩み相談 (指導員ほか)	教育支援センターふれあいルーム(教育情報センター内) ☎52-2013 教育支援センターひまわり (朝日総合体育館内)
子どもの発達相談	発音、言葉の発達、友達との関わりについての相談、学習面の相談 (指導員ほか)	ことばとこころの相談室(村上小学校内) ☎52-5550
仕事の相談	仕事の相談、就職のあっせん (ハローワーク職員)	ハローワーク村上 ☎53-4141
エイズ相談	エイズに関する相談 (保健師)	村上地域振興局健康福祉部 専用☎53-8120

(3) 市税の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
固定資産税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税		全										

※ 納期限は各月末です。(12月は28日) ただし、納期限が土曜日・日曜日・祝日等の休業日にあたるときは、翌開庁日に繰り下がります。

(4) 市民課関係の各種届出

届出名称	届出の期限	届出のときに必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	①届出書(医師・助産師の証明があるもの)、 ②届出人の印鑑、 ③母子健康手帳、 ④子供が入る健康保険証 (国民健康保険の場合は、世帯主の銀行口座番号) ※児童手当申請には、子どもを養育する人の ⑤健康保険証と⑥銀行口座番号
死亡届	死亡を知った日から7日以内	①届書(医師の証明があるもの)、 ②届出人の印鑑、 ③火葬場の予約票
転入届	住みはじめてから14日以内	①届出人の印鑑、 ②国民健康保険に加入されている人は保険証 (世帯主が変わる場合は加入者全員)、 ③国民年金手帳、 転入届をされる人は ④従前に住んでいた市区町村から発行された転出証明書または⑤住民基本台帳カード、 ⑥運転免許証または健康保険証などご本人を確認できる書類、 海外から転入される方や外国人の方は ⑦パスポート、 外国人でお持ちの方は⑧在留カード
転居届		
転出届	あらかじめ転出の前に	①届出人の印鑑、 ②国民健康保険に加入されている人は保険証、 ③運転免許証または健康保険証などご本人を確認できる書類、 ④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)